

特定親族特別控除について

納税義務者に、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（以下「特定親族」といいます。）がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられます。これを特定親族特別控除といいます。

○特定親族に該当する要件

その年の12月31日の現況で、次の要件のすべてに当てはまる方です。

- 年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）であること
- 合計所得金額が58万円超123万円以下（給与収入のみの場合は収入金額123万超188万円以下）
- 特定親族自身が特定親族特別控除を適用していないこと
- 納税義務者と生計を一にしていること

【特定親族特別控除額の一覧表】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額※)	控除額	
	住民税 (市県民税)	所得税
58万円超～85万円以下（123万円超～150万円以下）	45万円	63万円
85万円超～90万円以下（150万円超～155万円以下）	45万円	61万円
90万円超～95万円以下（155万円超～160万円以下）	45万円	51万円
95万円超～100万円以下（160万円超～165万円以下）	41万円	41万円
100万円超～105万円以下（165万円超～170万円以下）	31万円	31万円
105万円超～110万円以下（170万円超～175万円以下）	21万円	21万円
110万円超～115万円以下（175万円超～180万円以下）	11万円	11万円
115万円超～120万円以下（180万円超～185万円以下）	6万円	6万円
120万円超～123万円以下（185万円超～188万円以下）	3万円	3万円
123万円超～（188万円超～）	—	—

※特定支出控除の適用がある場合には表の金額とは異なります。

（注意）同一の者を複数の納税義務者が重複して特定親族特別控除の対象とすることはできません。